高知県精神保健福祉協会会則

第1章　総　則

第1条（名称）本会は、高知県精神保健福祉協会という。

第2条（事務局）本会は、事務局を高知県地域福祉部障害保支援課に置く。

第2章　目的及び事業

第3条（目的）本会は、高知県における精神保健の保持増進を図ることにより県民の福祉に寄与することを目的とする。

第4条（事業）本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 精神保健に関する知識の普及・啓発
(2) 精神保健関係者の研修及び講習会の開催
(3) 精神障害者の福祉増進に関する諸活動
(4) 精神保健に関する調査・研究
(5) 精神保健福祉諸機関等との協力連携
(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章　会　員

第5条（種別）本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 普通会員
本会の目的に賛同し、その活動に参加する個人。
(2) 特別会員
本会の目的に賛同し、その活動に協力する精神科医療機関。
(3) 賛助会員
本会の目的に賛同し、その活動を援助する個人または団体。

第6条（入会）本会の会員になろうとする者は、その年度の会費を添えて所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければない。

第7条（会費）会員の会費は、総会の議決を経て別に定める。

第8条（退会）退会しようとする者は、事務局に退会届を提出しなければならない。

2　会費を3年間納入しない者は、退会とする。

3　この会の名誉を傷つけたり、目的に反する行為をしたときは、理事会の承認をもって退会させることができる。

第4章　役　員

第9条（役員）本会に、次の役員を置く。

(1) 会　長　　1名
(2) 副会長　　2名
(3) 理　事　　若干名
(4) 監　事　　2名

第 10 条（役員の選任）役員は、別に定める規定により、普通会員の中から選任する。

2　会長は普通会員の互選により選任する。

第 11 条（会長の職務）会長は、本会を代表し、会務を総括する。
第 12 条（副会長の職務）副会長は、会長を補佐する。
2　会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
第 13 条（理事の職務）理事は、理事会を組織し、この会務を執行する。
第 14 条（監事の職務）監事は、次の各号に規定する職務を行う。
(1) 本会の財産の状況を監査すること。
(2) 本会の業務執行の状況を監査すること。
(3) 財産の状況または業務の執行について、理事会及び総会に監査結果を報告すること。
第 15 条（役員の任期）役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の在任期間とする。
3　役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。
第 16 条（顧問）本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。
3 顧問は、会務について会長の諮問に答える。

第5章　会　議

第 17 条（理事会の招集等）理事会は、年4回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時理事会を招集することができる。
2 理事会の議長は、会長とする。
3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
第 18 条（総会の構成）総会は、第5条第1号の普通会員をもって構成する。
第 19 条（総会の招集）総会は、年1回会長がこれを招集する。
2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。
第 20 条（総会の議長）総会の議長は、会長とする。
第 21 条（総会の議決事項）総会は、次の事項について議決する。
(1) 会長の選出
(2) 会則の改正
(3) 事業計画及び収支予算に関する事項
(4) 事業報告及び収支決算に関する事項
(5) その他、理事会において必要と認めた本会の業務に関する重要事項
2 総会の議事は、普通会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第 22 条（会員への周知）総会における議事の事項及び要約は、本会の機関誌にこれを掲載し、会員に周知する。

第6章　委員会

第 23 条（委員会）理事会は、本会の事業の遂行のため、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 運営委員会、広報委員会、総合福祉委員会、大会事業委員会、調査研究委員会研修委員会及び基金管理運営委員会は、常置とする。

3 委員会に関する規定は、別に定める。

第7章　職　員

第 24 条（職員）本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2　職員は、理事会の議を経て会長がこれを任免する。

3 職員は、有給とする。

第8章　資産及び会計

第 25 条（資産の構成）本会の資産は、次のとおりとする。

(1) 資産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 資産から生じる収入
(4) 事業に伴う収入
(5) 寄付金品
(6) その他の収入

第 26 条（資産の管理）本会の資産は、会長がこれを管理し、確実な方法で保管する。

第 27 条 （事業計画及び収支予算）本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長がこれを編成し、総会において承認を得なければならない。

第 28 条（収支決算）本会の収支決算は、会長がこれを作成し、監事の意見をつけ、総会において承認を得なければならない。

2 本会の収支決算に剰余金があるときは、総会の承認を得て、翌年度に繰り越すものとする。

第 29 条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月１日に始まり翌年3月３１日に終る。

第9章　会則の変更

第 30 条（会則の変更）本会の会則は、総会の承認を得なければ変更できない。

第 10 章　補　則

第 31 条（細則）本会の施行細則は、総会の承認を経て別に定める。

付　則　　本会則は、平成9年4月 23 日から施行する。
本会則は、平成 14 年4月 24 日から施行し、平成 14 年4月1日から適用する。
本会則は、平成 15 年4月 25 日から施行し、平成 15 年4月1日から適用する。
本会則は、平成 18 年4月 28 日から施行し、平成 18 年4月1日から適用する。
本会則は、平成 20 年4月 25 日から施行し、平成 20 年4月1日から適用する。
本会則は、平成 21 年4月 28 日から施行し、平成 21 年4月1日から適用する。
本会則は、平成 22 年4月 28 日から施行し、平成 22 年4月1日から適用する。
本会則は、平成 30 年4月 28 日から施行し、平成 30 年4月1日から適用する。